## 藤沢3-5建築協定

## 概要

- ① 建築物は、本協定締結時の1区画につき1戸とする。ただし、1戸建建築物の敷地として1区画以上を使用する場合は1区画とみなす。
- ② 敷地の区画は、本協定締結時の区画を分割してはならない。
- ③ 建築物の階数は地階を除き、2以下とし、高さは本協定締結時の現況地盤より9行以下、軒高7行以下とする。
- ④ 建築物は1戸建ての専用住宅とする。ただし運営委員会が良好な住宅地と しての環境を損なわないと特に認めた場合はこの限りでない。
- ⑤ 建築物の地盤は、分譲時に築造されている石積擁壁その他これらに類する ものの天端、外端から垂直に立ち上がる線より、外周境界方向へはみ出し て設けてはならない。また、分譲時の石積擁壁等の勾配よりはみ出しては ならない。ただしフラワーボックス等はこの限りでない。
- ⑥ 引渡し時の地盤面の高さを変更してはならない。ただし造園および車庫の 築造による一部の変更はこの限りでない。
- ⑦ 道路に面する垣、柵の構造は生垣またはパイプフェンス等とし、見通しの 妨げとなるコンクリートブロック塀等にしてはならない。ただし門柱及び 意匠上これに付属する部分はこの限りでない。
- ⑧ 商業目的の広告のために看板を出してはならない。ただし委員会が良好な 住宅地としての環境を損なわないと特に認めた場合はこの限りでない。
- ⑨ 敷地内の空地は樹木により極力緑化に努めるものとする。